

重要事項説明書

(介護予防通所サービス)

令和6年4月1日現在

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、厚労令35第107条（第8条準用）によって、私達があなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人セイワ
代表者名	理事長 加藤 不二太郎
所在地・電話	川崎市高津区末長1-3-13 044-861-6192
事業の概要	養護老人ホーム（1事業所）
	軽費老人ホーム（1事業所）
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（6事業所）
	障害者支援施設（5事業所）
	地域包括支援センター（6事業所）
	認可保育所（2事業所）

2. 利用事業所

事業所の名称	社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設 幸風苑
所在地	川崎市幸区都町64番地1
施設長名	寺下 敏 幸
管理者名	西村 真 琴
電話番号	044-511-3144
FAX番号	044-511-3145

3. 利用事業所の事業内容

事業の種類	神奈川県並びに川崎市の事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成12年 1月11日	1475100077	60人
短期入所生活介護	平成11年12月 1日	〃	6人
介護予防短期入所生活介護	平成18年 4月 1日	〃	
通所介護	平成11年12月 1日	〃	25人
介護予防通所サービス	平成18年 4月 1日	〃	
居宅介護支援	平成11年 9月 1日	1475100010	—
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント	平成18年 4月 1日	1405100031	—

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定介護予防通所サービス事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、適正な介護予防通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を図るものとする。 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防通所サービス計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 3 介護予防通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について理解しやすいように説明する。 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。 5 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。 6 介護予防サービス計画に沿った介護予防通所サービスを提供する。

5. 事業所の概要

(1) 建物規模構造

敷	地	1, 440. 00㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建（耐火構造）
	延べ床面積	2, 671. 88㎡ (内 介護予防通所サービス333. 21㎡)

(2) 主な設備

主な設備	室 数	面 積	主な設備	室 数	面 積
食 堂	1室	80.82㎡	休 養 室	1室	33.12㎡
機能訓練室	1室	133.62㎡	便 所	4室	18.57㎡
一般浴槽	1室	17.78㎡	調 理 室	1室	91.97㎡
特別浴槽	1室	34.76㎡	スタッフルーム	1室	36.11㎡
脱衣室	1室	14.54㎡			

6. 職員体制（主たる職員）

職 種	常 勤	非常勤 (常勤換算後の人員)	業 務 内 容
事業長（管理者）相談員兼務	1名		事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
生 活 相 談 員	1名		利用者及び家族の必要な相談に応じる他、適切なサービスが提供されるよう、事業者のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携業務を行う
介 護 職 員	1名	6名（6名）	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う
看 護 職 員	1名		健康チェック等を行い、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う
機能訓練指導員（看護職員兼務）	1名		利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う

7. 職員の勤務体制（主たる職員）

職 種	勤 務 体 制	
事業長（管理者）相談員兼務	8：30～17：00	9：15～17：45
生 活 相 談 員	8：30～17：00	9：15～17：45
介 護 職 員	8：30～17：00	9：15～17：45
看 護 職 員	8：30～17：00	9：15～17：45
機能訓練指導員（看護職員兼務）	8：30～17：00	9：15～17：45

8. サービスの内容

当該施設において、入浴及び食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の支援並びに機能訓練、アクティビティーを行うサービスです。

これらは、利用者の意向や身体状況その他を勘案して作成する「介護予防サービス計画」に基づいて「介護予防通所サービス計画」を作成し、計画的にサービスを提供します。

(1) 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。

サービス提供事業所	所在地	川崎市幸区都町64番地1
	名 称	社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設 幸風苑 (介護予防通所サービス)
	電 話	044-511-3144

営 業 日	時 間 帯
月 曜 日 ~ 土 曜 日 (祝祭日も営業 但し、12/30~1/3は休業)	9 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

ただし、サービスの提供時間や回数の程度、実施内容については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

(2) 提供するサービスの内容

①介護予防通所サービス計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び意向を踏まえて、「介護予防サービス計画」に基づいた「介護予防通所サービス計画」（以下、「サービス計画」という。）を作成します。また、必要に応じてサービス計画の変更を行います。作成したサービス計画は、利用者または代理人に説明・同意の上、介護予防通所サービス計画書の写しを交付します。

②健康チェック

来苑時には問診、体温・血圧測定を行い、常に健康状態を把握して必要に応じて家族等へ連絡します。

③入 浴

利用者の身体状況と希望に応じた浴槽を用いて、安全に気持ち良く入浴していただきます。

④食 事

利用者の普段召し上がっている食事形態を基本にして、適温にて提供し、和やかな雰囲気の中で食事を楽しんでいただきます。

また、季節行事にあわせた行事食の実施や「食」を通じての自立への援助を行います。

⑤アクティビティー

利用者の身体状況と希望に応じた、日常生活動作訓練及びゲーム、リズム体操などのアクティビティーを実施し、ちぎり絵、小物作り、カラオケ等の趣味活動や季節行事を通じて生活範囲の拡大と社会参加につながる援助を行います。

⑥生活相談

常に利用者の状況を把握し、利用者の希望を的確に捉え、関係機関と連携を取りながら安心して在宅生活が送れるよう適切な助言・援助を行います。

⑦環境整備

常に利用者が安全かつ衛生的で快適に利用できるよう、手すりの設置、手指消毒器などの環境整備を行います。また、家庭的で暖かい雰囲気作りに配慮し、心の安らぐ環境作りに努めます。

⑧地域交流

行事などを含め、家族・近隣の子供たち・ボランティアなどとの交流を行い、相互理解を深めるとともに、利用者が地域とのつながりを拡大できるように支援します。

⑨送 迎

心身の状況に配慮し、送迎コースを随時見直して時間短縮を図りながら、安全で快適な送迎

を行います。

9. 利用料金について

サービスを利用した場合、法令の定めに従い、その要支援区分に応じて利用料金をご負担いただきます。利用料金は別紙「利用料金表」に記載のとおりとします。

(1) 介護保険給付サービスにおける利用料

- ① 利用料金は、要支援区分による介護報酬額における自己負担額分（1割または2割相当分「負担割合証」に記載されている自己負担割合に応じた額）の合算額が自己負担となります。
- ② 利用料金は、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても以下の場合を除き、原則として、日割り計算は行いません。
 - (ア) 月途中で要介護から要支援となった場合
 - (イ) 月途中で要支援から要介護となった場合
 - (ウ) 川崎市内での転居等の理由により事業者を変更した場合
- ③ 月途中で要支援区分が変更となった場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいた利用料金を計算します。
- ④ 利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防通所サービス計画に定めた期日より利用回数が少なかった場合または多かった場合であっても、日割り計算等による利用料金の減額または増額を行いません。
- ⑤ 当事業所は、社会福祉法人による運営ですので、川崎市が定めた基準に該当する方は、前項①の介護報酬における自己負担額等が減額される場合があります。その場合には、川崎市による確認証等の提示が必要となります。

(2) 食費

食材料費及び調理に係る費用を、食費としてご負担いただきます。

(3) その他

利用者の嗜好や希望により提供する介護保険給付外サービスは、実費負担となります。

10. 利用料の支払方法

- (1) 事業者は、当月利用料を翌月の10日以降に利用者に請求します。
- (2) 利用者は、当月料金の合計額を翌月27日までに口座振替等の方法でお支払いください。
- (3) 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

11. サービス利用の中止

- (1) 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時45分までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- (2) 事業者は、利用者がサービス提供日にサービスの中止を申し出た場合には、別紙「利用料金表」に定めるキャンセル料をいただくこととします。
- (3) 事業者は、以下の事柄において、文書、電話連絡、口頭等によって利用者または代理人へ説明し、利用の受入れや送迎の時間の調整等を行うことができるものとします。
 - ① 利用の当日、利用者本人の発熱等の体調不良により、介護予防通所介護及び介護予防通

所サービスの利用が困難と判断された時。また、かかりつけ医等への受診によって利用が難しいと判断された時

- ② 施設内において感染力の強い感染症が発生し、感染の拡大の恐れがある場合
- ③ 気象情報により降雪や台風、突発的な荒天等で安全な送迎が困難と判断された場合
- ④ 自然災害等による被災によって、事業者が通常の事業運営が出来ない場合

1.2 身体的拘束等の禁止について

事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。また、前文ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行う場合には、管理者が説明します。身体的拘束を行った場合には、直ちにその日時、様態、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した委員会等の協議に参加した全ての職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について記録します。

なお、身体拘束等の行為を行う要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します。

1.3 緊急時及び事故の対応について

事業者は、利用者の状態把握を行い、安全・安心に生活できるよう常に危機管理意識を持ち、事故発生防止に努めます。サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡し、迅速かつ適切に対応します。事故の場合には保険者並びに関係各機関に連絡を行うとともに、適切な措置を講じます。また、当事業所は万一の事故の発生に備えて、保険会社の損害賠償責任保険に加入しております。サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

1.4. 非常災害時の対策（防火管理者＝施設長）

消防関係法に基づく年間の消防計画によって、消火訓練・通報訓練・救助訓練等を実施し、非常災害時に備えています。

（防災関係設備）

スプリンクラー	あり	防火扉	10カ所
屋内消火用散水栓	7カ所	避難階段	2カ所
非常警報装置	あり	自動火災報知器	あり
非常用電源	あり	誘導灯	40カ所
自動転送システム	あり	ガス漏れ報知器	あり

※カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。

1.5. 個人情報の保護について

（1）個人情報保護の方針

事業者が保有する利用者等の個人情報に関し、適正な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、管理体制及び管理のルールを明確化し、従事する全職員に周知徹底

底し、個人情報の保護を図り、安心あるサービスを提供します。

(2) 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者または家族の個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、利用契約中及び契約終了後に第三者に漏らすことはありません。また、事業者の職員がその職を退いた後も同様とします。また、文書により利用者または家族の同意を得た場合には、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとします。

(3) 個人情報の開示・苦情対応

利用者または家族より、自己の個人情報について、開示の申し出がある場合には速やかに開示を行います。また、個人情報取り扱いに関する苦情に関して、適切かつ迅速な対応に努めます。

16. 相談窓口、苦情対応

- (1) 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、地域包括支援センター、市町村または、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応いたします。
- (3) 事業者は、利用者が苦情の申し出等を行ったことを理由として、なんらの不利益な扱いをいたしません。

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	044-511-3144
	FAX番号	044-511-3145
	相談窓口	生活相談員
	対応時間	午前8時30分から午後5時45分まで *その他の時間帯も可能な限り対応いたします。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

区役所相談窓口 幸区役所 高齢・障害課	所在地	川崎市幸区戸手本町1-11-1
	電話番号	044-556-6689
	FAX番号	044-555-3192
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
市役所相談窓口 健康福祉局長寿社会部 介護保険課 給付指導係	所在地	川崎市川崎区宮元町1番地
	電話番号	044-200-2666
	FAX番号	044-200-3926
	E-mail	40kosui@city.kawasaki.jp
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護苦情相談係	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447 0570-022110(ナビダイヤル)
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

17. ご利用の際ご留意いただく事項

- (1) 喫煙 施設内は原則禁煙です。喫煙される方は職員までご相談下さい。
- (2) 迷惑行為 他の利用者に迷惑となる行為は、ご遠慮ください。
- (3) 所持品管理 ①現金など大切なものは、原則としてお持ちにならないでください。
②持ち物等にお名前をお書きください。
- (4) その他 宗教活動・政治活動・物品販売等はできません。
食べ物の持ち込み・持ち帰りはお断りします。
酒気帯び者のご利用はお断りします。
ペットの持ち込みはお断りします。
事業者及び従事者に対する贈り物等は、ご遠慮させていただきます。